

男性労働者の育児休業取得率の公表

当学園では、育児・介護休業法（第 22 条の 2）に基づき、育児休業取得率を公表しています。

令和 6 年度の「男性労働者の育児休業等の取得率」

75%

※育児休業等の取得率は、「育児休業等をした男性労働者の数」÷「配偶者が出産した男性労働者の数」で求められます。

※上記には、日本赤十字社からの出向職員も含まれています。